

第1条 会員制度

1. ヨッカド（以下、甲という）は会員制とする。Shop&Officeの利用を希望する者は甲の定める規約を承諾したうえで所定の方法で入会申込みを行い、甲による審査を経て甲が承諾した時をもって、会員となる。
2. ただし会員は、賃貸権や居住権など、不動産上の権利を取得するものではない。
3. 前項に定める入会申込みが行われた場合でも、甲の審査の結果、入会が認められない場がある。
審査の方法、過程および内容は開示されない。
4. 会員は、本利用規約を遵守しなければならない。また会員としての地位は、他人に譲渡、貸与等することはできない。

第2条 入会資格

1. 甲の入会資格は、次の各号の全てを満たすものとする
 - ・本規約のほか、甲が定める諸規則を遵守すること
 - ・入会申込みにあたり本人確認できること
 - ・満20歳未満の者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署のうえ入会申込を行うものとする。この場合、親権者は規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
 - ・暴力団関係者等、反社会的勢力と一切の関係がないこと
 - ・甲が対応可能な言語等の方法により円滑な意思疎通が可能であること
 - ・過去に本規約に基づき除名されていないこと
 - ・その他、甲が会員としてふさわしくないと判断する事情が存在しないこと
2. 会員は甲に対し、反社会的勢力との間で直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを表明し保証する。
3. 会員は、甲に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各号の行為をしないことを表明し、保証する。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 脅迫的な言動や、暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 5. その他、前各号に準ずる行為

第3条 会員の義務

1 施設の利用について

1. 会員は、自己の利用する区画の一部であっても、甲の許可なくこれに変更や造作を加えたり改築することはできない。
2. 会員は、甲の施設、内装、什器備品を使用するにあたり、これらを損傷、毀損等させないよう十分な注意をもって使用すること。
3. 会員は、甲の書面による同意なくケーブル施設、IT、通信等の設備を設置してはならない。また、仮に甲が同意する場合であっても、会員は、甲が上記設備を監視、検証することを承諾しなければならない。
4. 会員は、甲の施設をショップやオフィスとして利用するものとし、これ以外(たとえば居住)のために使用してはならない。

2 遵守・禁止事項

1. 会員は他の会員・来場客の迷惑となり、利用を妨げ、または損失を与え、あるいは品位を落とすようないかなる行為も行ってはならない。甲は、会員がこれらの行為を行っていると判断した場合、会員に是正を求める事があり、その場合会員は是正しなければならない。
2. 会員は、本利用規約を含み、甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない
3. 会員は、甲が提供するサービスと競合する可能性のある事業を行うことができない。

4. 会員は、その名称または事前に甲が使用を承諾した名称以外の名称を使用して当施設で営業を行う事ができない。
5. 会員は、関係諸法令を遵守し、甲の施設の利用に関連して違法行為を行ってはならない。
6. 区画内において極端に消費電力の高い電化製品の使用はしない。また、火気厳禁とする。
7. 会員は、他の会員や来場者、スタッフに対し以下の行為をしてはならない。
 - ・誹謗や中傷
 - ・待ち伏せする、後をつける、みだりに話しかける等の行為。
 - ・自己の下で稼働するようしつこく勧誘すること
 - ・プライバシー侵害行為、過剰・不合理な要求、合理的理由のない謝罪要求、社内処罰の要求、合理的理由のない呼び出し、その他のハラスメント行為。
8. 会員は以下の行為を行ってはならない
 - ・施設内および施設近辺での喫煙（電子タバコ等も含む）
 - ・動物（甲が承認した補助犬は除く）、ペット、生き物の持ち込み
 - ・泥酔状態や汚れや匂いのひどい状態での施設利用
 - ・刃物など危険物の持ち込み
 - ・その他、甲が会員としてふさわしくないと判断した行為

第4条 パソコン、インターネット利用時の注意事項

1. 甲の施設では不特定多数の利用者がパソコン、インターネットを利用するため、100%安全な環境であるとは言い切れない。したがって、会員は、インターネットの危険性を十分に理解した上で利用するものとする。
2. 甲は、パソコン、インターネットを利用できる環境を提供するのみであり、その利用に伴うリスク（ウイルスや情報漏洩、データの毀損、回線トラブル、フリーズ等の一切のリスク）はその環境を利用する会員自身が理解した上で利用することを前提としている。したがって、パソコン、インターネットの利用に伴い会員にトラブルが発生した場合でも、甲は一切責任を負わない。
3. インターネットの不具合、回線の断線等が発生した際、その原因が甲にある場合、甲はその改善や復旧に努めるが、改善・復旧ができない場合もあり、その場合でも甲はその責任を負わない。
4. 会員は、個人情報の保護に触れる行為や著作権侵害の恐れがあるアプリケーション等の利用はしない。

第5条 損害賠償義務

1. 会員は、本利用規約の各条項に違反して甲または他の利用者や第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。
2. 会員は、自ら同伴や招待をし、あるいは使用を許可した来客等（従業員、取引先、代理人等を含むが限定されない）の行為によって生じた損害についてもこれを賠償する義務を負う。

第6条 甲の権利

1. 甲は、必要に応じ、会員の区画に立ち入る事ができる。ただし甲は、緊急を要する場合または区画の明け渡しに伴う場合を除き、立ち入る場合は必ず事前に会員の同意を得るものとする。また、甲は、立ち入る場合にはセキュリティに充分配慮する。
2. 甲は、事情により、当初指定した場所と異なる区画に移ることを会員に求めることができる。ただしこの場合、甲は事前に会員と充分に協議をし、会員の合意を得るものとする。
3. 会員の負担するべき債務が発生した場合、甲は会員に対し請求できる。

第7条 甲の責任

1. 会員は、甲の施設には不特定多数の利用者がいることを理解した上で、甲の施設を利用する。したがって、会員の持ち込んだ私物に盗難、紛失、毀損、滅失、情報漏洩等が発生しても、甲は一切の責任を負わない。
2. 甲は、いかなる場合でも、会員の取引上の損失、利益の喪失、データの滅失や損傷など、会員の営業上の損失について責任を負わない。

3. 甲は、会員に他の会員等を紹介することがあるが、当該会員の属人的な事項等を保証するものではない。甲は、会員同士のトラブルに関して一切の責任を負わない。
4. 何らかの理由で甲が利用期間開始前までに会員に施設を提供できない場合、甲は会員の損失または損害について責任を負わない。

第8条 施設営業

休館

1. 甲は予め指定する期間を年次休館とする他、施設点検のための臨時休館がある
2. 上記休館の他、施設の補修・改修・その他工事、荒天・天災等営業が不可能と判断した場合は休館とする。
なお、休館が月の営業日の半数以上にわたる場合を除き、会費・諸料金は返還しない

休業・閉鎖

3. 甲は次の理由により、施設の全部もしくは一部を休業または閉鎖することがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、開業が不可能なとき
- (2) 施設の補修または改修をするととき
- (3) 法令の制定・改廃、あるいは行政指導等によるとき
- (4) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき

なお、1の理由による場合以外は3ヶ月前迄には会員に告知するものとする

解散

4. 甲はやむを得ない事情がある場合には、解散することがある。この場合、入会金はいかなる場合も返還しない。

第9条 利用料

1. 会員が支払期日までに利用料を支払わない場合（残高不足による決済不能も含む）、未払い額に対して商事法定利率6%の遅延損害金が発生する。また利用料等の未払がある場合、甲は会員の施設利用を停止することができる。
2. 利用料等の金額については、甲が変更することがある。
3. 月額利用料は、毎月、翌月分を前払いにより支払うものとする。
4. 月の途中で入会する場合、その月の利用料は日割りとする。

第10条 退会

1. 退会希望日の1ヶ月前までに来店し書面にて所定の手続きを完了しなければならない
2. 利用期間の満了は各月末日とし、月途中での退会はできないものとする。
3. 退去後、甲は区画の状況を確認し、通常使用以上の破損汚れがあった場合は、その状況応じた原状回復費用を保証金から控除の上、残金を会員の指定した口座に送金する。

第11条 利用の終了

1. 会員は、次の各場合に甲の会員としての地位を失う。
 - (1) 除名
 - (2) 甲が長期間にわたり施設の利用を提供できなくなったとき
 - (3) 会員が死亡したとき
2. 会員が以下の事由に該当する場合、甲は事前に通告することなく、即時に会員を除名することができる。
 - (1) 破産、倒産、清算の各手続に入った場合
 - (2) 利用料、保証金等の金銭支払義務の履行を怠ったとき
 - (3) 会員・来客、その他の来訪者（従業員、取引先、代理人等を含む）が通常の利用を逸脱する行為をしたと判断されたとき
 - (4) 甲と1か月以上連絡がとれなくなったとき
 - (5) その他本利用規約に違反した場合
3. 会員が甲の会員としての地位を失った場合でも、当該月末までの利用料金等、会員が負担する債務は免除されない。
4. 会員としての地位を失った場合、会員は直ちに甲の施設を明け渡し、入会時と同様の状態し、一切の私物を残

置してはならない。

5. 私物が残置された場合、会員は甲において会員の費用で当該私物を処分されることに異を述べない。
6. 会員が明け渡しをする際、区画の損耗が通常損耗の度合いを超える場合、甲はその修繕に必要な費用を当該会員に求めることができる。
7. 会員が区画を明渡さないことにより甲が損失を被った場合、会員はその損失に相当する金額を甲に支払う。

第12条 個人情報

1. 甲は取得した会員の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等のお取引やご連絡に必要な情報（下「個人情報」という）を次の目的以外には使用しない

- ・甲がお客様に対してサービス等の業務を行うため
- ・緊急時のご連絡のため
- ・甲の各種サービスのご案内のため

甲は会員の個人情報の取り扱いにあたり、以下の項目を遵守し安全管理に努めるものとする。

- ・取扱い担当者を限定し、個人情報保護の意思徹底を図る
- ・個人情報の紛失、漏洩に細心の注意を図る

甲は取得した会員の個人情報を以下の場合を除き、第三者へは決して行わない

- ・事前に会員の同意を得た場合
- ・個人情報保護法およびその他の法令で認められた場合

第13条 管轄

甲と会員の間に生じた紛争は津地方裁判所を第1審の専属的合意管轄とする

以上について内容を理解し、これらを承諾した上で、甲の会員になる事を希望します。